

議団側より東京鉄工組合主席原 虎一外二名出席交渉の結果九
記條件により解決せり

記

一、會社八業ニ發取シタル解雇者五十七名中二十二名復職セシム
ルコト

二、會社ハ三十五名ノ解雇手當爭議中ノ日給其ノ從會計金八千
圓也シ又給スルコト

但シ右金額ノ支拂期日ハ既ツトニ來ル九月六日迄ニ 四年内全
十五日ニ二千圓合月不返 千圓シ又拂フコト

三、會社ハ將來新ニ職工シ採ルル場合ハ被解雇者ニ優先權ヲ與
スルコト

四、退職手當ノ制定ニ就テハ會社ノ裁量ニ一任スルコト
右及中(通)限候也

海松第一四四六號

昭和五年五月十日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社會局長官 吉田 茂 殿

兼光電氣商會勞働爭議ニ關スル件 (第一報)

要旨 事業不振ノ為メ職工二十三名ヲ解雇シタルニ一部ノモノ
手當金要求ニ關シ紛議中

管下深川區猿江裏所所在標記工場ニ於テハ事業不振ノ為メ總營
雜ニ陥リ一部従業員ノ整理ヲ為シタルニ解雇反對並手當金支給
ノ件ニ關シ紛議中ニ有之状況左記ノ通り

記

125. 5. 13
1202